

第1章 災害対策・防犯・市民生活

大柱		目指す姿	中柱		現状と課題	主な取組	修正理由など
1	防災・消防	地震、豪雨などの災害時に被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築し、災害に強いまちを目指します。また、地域における防災意識・危機対応の意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。	1	防災対策の推進	●朝霞市地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、市域に係る災害対策全般に対し、総合的かつ計画的な防災行政を推進し、市民の生命、身体及び財産を保護することを進めてきました。今後においても、災害種別や地域特性に考慮した活動体制を確立し、防災関係機関との連携、協力体制の強化を引き続き推進するとともに、防災行政無線などの施設、設備などの整備を行う必要があります。	総合的な防災体制の強化 防災施設などの整備	・これまで、主に地震を想定した課題として捉えていたが、近年、多発する豪雨や台風災害に対応するため ・各関連機関との連携強化・施設整備を通じて、より総合的な防災体制を構築する必要があるため
			2	地域防災力の強化	●地域防災力の向上を図るため、自助・共助の役割を担う自主防災組織の組織化を推進するとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていく必要があります。	防災意識の高揚 自主防災活動の支援 地域防災の連携	・被害軽減のためには、行政だけでなく、市民とともに地域防災力の向上に取り組むことが重要であるため。
			3	消防体制の充実	●消防救急業務は、平成10（1998）年10月から本市及び志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部で行っており、引き続き消防救急体制を支援していく必要があります。また、災害時の防災・減災のため、地域防災の要である消防団員を安定的に確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、計画的に資機材等の整備充実を図っていく必要があります。	埼玉県南西部消防本部との連携 消防団の充実	・消防団詰所やポンプ車の老朽が進んでいることから、現状と課題において「資機材」の文言を付け加えた。
2	生活	犯罪発生の抑止力としての地域の防犯意識が高まり、地域コミュニティによる見守り活動が推進され、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。 消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受けることができ、安心して消費生活を送れるまちを目指します。 市民の葬祭が滞りなく行えるまちを目指します。	1	防犯のまちづくりの推進	●市民意識調査をはじめとする各種調査において、安全・安心な暮らしを求める声は非常に多く、市民にとって安全な生活が維持されることは、朝霞市の魅力づくりにとって欠かせない要素となっています。さらなる防犯の推進のために対策強化と、地域住民及び関係機関との連携を進める必要があります。	防犯活動の充実 防犯環境の整備	・市民意識調査結果から、防犯施策の「重要度」が高いため、現状と課題において、『さらなる』防犯の推進とした。
			2	消費者の自立支援の充実	●近年、悪質商法や架空請求など、消費生活に関するトラブルは多岐に渡っています。被害の未然防止のため、一般的な消費者トラブル事例や最近多発している消費者被害事例などの情報発信に努める必要があります。また、複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実を図る必要があります。	消費生活への支援 消費生活相談の充実	消費者トラブルの多種・多様化に伴い、消費生活相談の充実の文言の修正、追加を行う。
			3	安心できる葬祭の場の提供	●近年、葬儀形態の多様化により、斎場の利用率が低下傾向にあることから、市民ニーズの把握に努め、様々な葬儀等の形態に対応した施設を目指して、安心して利用できる施設運営を行っていく必要があります。	斎場の適正な管理運営 墓地の設置状況の把握	葬儀を行わない「直葬」や小規模な「家族葬」など、葬儀の形態が多様化しており、斎場以外の場所で葬儀を行うケースが増加している。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（素案）

第2章 健康・福祉

大柱		目指す姿	中柱		現状と課題	主な取組	修正理由など
1	地域福祉	地域住民が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」を実現するまちを目指します。	1	地域共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢、人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化し、社会的に孤立する世帯が増えています。8050問題やダブルケアなど、生活における課題が複合化かつ複雑化してきています。 住民が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、身近な圏域において、分野を超えた地域生活課題に関わる相談を包括的に受け止め、支援していく体制を構築する必要があります。そのために地域における担い手の育成が求められています。 	情報提供・相談体制の充実 地域福祉活動への支援 担い手の育成と支援 福祉サービス利用者の権利擁護	大柱6「社会保障」と分離。小柱③は取組の見直しにより追加。 平成30年4月の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進することが求められており、今後、市としても地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を重点項目としてとらえることから、大柱の一番目に「1、地域福祉」を位置付ける。
			2	生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者や中高年のひきこもりの方などの自立を促進するため、様々な相談に応じた情報提供や助言、必要な支援を行う必要があります。 	相談体制の充実 自立と生活の支援	福祉相談課の新設による組織機構の見直しにより本中柱を追加。 生活困窮者自立支援法が平成30年10月に一部改正されたことから、生活困窮者等の自立に向けた様々な相談や支援体制を充実していくことは重要であるため、地域福祉の中柱に新たに位置付ける。
2 +	子育て支援・青少年育成	子どもたちが「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指します。また、学校、家庭、地域、市民団体などとの協働により、青少年健全育成が推進され、青少年が健全に育つまちを目指します。	1 2	子どもたちが健やかに育つ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●本市における児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、社会的にも子どもの命にかかわる虐待事例が頻発しています。児童の権利や擁護に関心が高まる中、児童虐待の未然防止と適切な対応を図るため、市や関係機関や地域が連携した体制を充実させていく必要があります。 ●子どもの貧困が社会的な問題となっており、本市においても、経済的な困難を抱える子育て家庭が一定数存在することから、子どもの貧困対策やひとり親家庭の支援などに取り組む必要があります。 	子どもの人権の尊重 特別な配慮が必要な子どもへの支援 地域の中の子どもの居場所づくり 子どもが成長するための活動の支援	
			2 3	子育て家庭を支えるための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市外からの転入や共働き世帯、外国につながる子どもと保護者の増加などが進む中で、周りに相談できる人がいない、子育てに不安や孤立感を抱えているなど、保護者の負担が大きくなっており、地域で支える仕組みづくりが必要です。 ●子育てにかかる経済的負担の軽減や、子どもの保健と福祉の増進を図るため、子育てや生活に関する支援が必要です。 	全ての子育て家庭を支える環境づくり 地域における子育て支援の充実 子どもの安全・安心な環境づくり	
			3 4	幼児期等の教育と保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の未就学児童数は、ほぼ横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込まれます。そうした中で多様化している保護者ニーズに応えるため、引き続き、計画的に保育所等を整備するとともに幼稚園の利用促進を図る必要があります。また、今後とも保育士等の人材を確保し、保育士等に対する研修を実施するなど保育の質を確保する必要があります。 放課後児童クラブにおいても同様に利用希望者が増加していることから、引き続き、放課後の居場所づくりとなる施設の整備が必要です。 	幼児期等の教育・保育の充実 ライフスタイルに応じた子育て支援の充実 質の高い教育・保育の提供	
			4	青少年の健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家族構成や生活形態の変化などから、青少年の社会性や自立がますます困難になっており、地域では「子ども会」離れなど、青少年の健全な育成を推進していく基盤となる、青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念されています。青少年の地域社会への帰属意識の醸成や社会参加意識を高めていくことが課題になっています。 	青少年健全育成体制の整備 青少年育成事業の推進と自主的活動の促進 非行防止活動の推進	

第2章 健康・福祉

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
3 2	高齢者支援	みんなで支えあい、いつまでも笑顔と生きがいを持って、 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高 齢者の主体性を重んじ、地域のつながりを大切にしながら、 地域共生社会の促進と地域包括ケアシステムが深化し たまちを目指します。	1 健康で活躍できる地域社会の推進	●団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、高齢化は比 較的緩やかに進行するものの、要介護状態となるリスクの高い75歳以上の人口は 急速に増加するものと見込まれており、介護が必要となる方、認知症の方が増加 するとともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加も考えられます。 ●元気高齢者でありつづけるために、健康寿命を伸ばすことを目標に、健康づく りといきがいづくりを推進する必要があります。	健康づくりと生きがいづくりの推進 介護予防と生活支援の推進 社会参加と就業の支援	
			2 自立のためのサービスの確立	●介護保険制度の円滑な運用を行うとともに、介護サービス及び高齢者福祉サー ビス及び介護予防事業を適切に利用できるようなする必要があります。	介護保険制度の円滑な運用 介護サービスの充実 福祉サービスの充実	
			3 安全・安心な生活ができる環境整備	●地域で安全・安心な生活を送ることができるように、見守り体制や暮らしやす い住まいづくりなど、環境を整備する必要があります。	地域での見守り体制の確立 暮らしやすい住まいづくり 権利擁護と尊厳の確保	
			4 地域包括ケアシステムの推進	●誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らすため、医療・介護の連携や地域のつ ながり、助け合いの仕組みづくりなど地域包括ケアシステムを深化させ、地域共 生社会を促進する必要があります。	地域包括ケア体制の推進 地域包括支援センターの充実	新規事業（法改正）の取り組みに よる追加。

第2章 健康・福祉

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
4 3	障害者支援	障害のある人に対する理解が深まり、差別等による社会的障壁が取り除かれ、障害のある人とない人が共に生きる社会の実現を目指します。また、障害のある人の日常生活や社会生活を支援するためのサービス等により、住み慣れた地域での生活や社会参加の充実を目指します。	1 共に生きる社会の実現	●障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会を目指し、日常生活を営む上でさまざまな障壁（バリア）のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進することが求められています。	①ノーマライゼーションの啓発活動の推進 ②権利擁護の支援	現状と課題を見直し。
			2 地域における自立生活支援	●障害に関わる相談は、児童から大人まで幅広く、それぞれが抱える悩みや戸惑いは多様化しており、ライフステージの節目においても異なるため、相談支援体制の整備及び充実を図るとともに、障害が生じたときの本人や家族の不安などの解消に向けて、総合的な相談体制の確立を図っていく必要があります。	相談支援体制の整備 障害福祉サービスの充実 コミュニケーション支援の充実	
			3 自立に向けた就労の支援	●障害のある人の自立に向けて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用率に基づき、地域において、障害のある人の働く場が拡充されていくことが必要です。 ●障害のある人の経済面での自立の促進に資するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」では、国や地方自治体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から、優先的・積極的に購入することとなっています。 ●障害のある人の自立と社会参加を進めるため、就労の場の確保に向けて、啓発活動の実施や関係機関等との連携を図る必要があります。	就労の場の確保 就労の促進と安定	
5	保健・医療	くらしの中からの健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がっているまちを目指します。また、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。	1 健康づくりの支援	●生活習慣や社会環境が大きく変化し、私たちの心や体にも様々な要因が及ぼす影響により、健康への不安も増加してきています。このような背景があるなか、健康長寿社会を目指した動きが進んできています。そのためには、市民の健康への意識向上を図り、市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組める活動の輪が広がることへの支援が求められています。	健康づくり活動の促進 健康づくり体制の整備 健康増進センターの利用促進	主な取組「健康増進センターの利用促進」は「健康づくり活動の促進」と「健康づくり体制の整備」の内容と重複（充足）のため削除。
			2 保健サービスの充実	●母子保健をはじめとする様々なライフステージにおいて、健康の保持増進のための健診や相談などの支援体制、感染症予防事業、健康危機管理体制を展開しています。そして、市民がより健康な生活を送れるよう、一人ひとりのライフステージにおけるニーズを把握し、保健サービス体制を進めていく必要があります。	健康増進対策の充実 母子保健の充実 歯科保健の充実 精神保健の充実 予防接種の充実 健康危機管理の充実	
			3 地域医療体制の充実	●安心して適切な医療が受けられるよう、地域の医療機関の体制や施設整備の充実への取組が行われ、身近な医療から高度な医療まで展開されています。今後においても、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、市民に対して、医療に関する情報を提供し、地域医療体制の維持、充実に努めていく必要があります。	地域医療の充実 緊急医療体制の充実 かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発	主な取組「かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発」は「地域医療の充実」と「緊急医療体制の充実」の内容と重複（充足）しているため削除。

第2章 健康・福祉

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
6 4	社会保障	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができるとともに、適切な年金の届け出を行ない年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。	1 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるコミュニティ意識の希薄化が進む一方で、福祉サービスを必要とする人たちが、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進する重要性がいわれている状況です。そのような状況の中で、市民の地域福祉についての意識を高め、市民や行政、福祉関係者や市民ボランティアが、お互いに協力して地域の連携を深めていくことは、今後も取り組んでいかなければならない課題として挙げられます。 ●福祉サービス事業者等の増加に伴い、高齢者、障害のある人や子どもがサービスを適正に受けられ、利用者の権利を確保していくため、保健福祉サービスに対する苦情処理を解決していく取組が必要です。 	地域福祉推進体制の充実 地域における自主的な活動への支援 福祉サービス利用者の権利擁護	新たな大柱1の中柱1へ移動。
			1/2 社会保障制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより一人当たりの医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く保険税収入の確保が難しく、財政運営は逼迫している状況です。このため、医療費の適正化や収納率や収納率の向上などを図り、制度を安定して円滑に運営することが課題となっております。 ●後期高齢者医療は、高齢化の進展による被保険者数の増加に伴い、医療費が増加傾向となっている。このため、埼玉県後期高齢者医療広域連合が安定した制度を実施できるよう、医療費の適正化に関する周知等の支援が課題となっております。 ●国民年金は、少子高齢化が進む中で、老後の生活の安定や、万一障害を負ったときにも安心して暮らすことができるよう、適切な加入と負担が求められます。そのためには、広報活動や年金相談等を通じて市民に制度を正しく理解してもらい、適正な届け出等を行っていただく必要があります。 ●生活保護受給世帯数は、平成23（2011）年以降、増加が緩やかになり、就労による現役世代の保護廃止が進む一方で、高齢の被保護者が増える傾向は続くものと考えられます。今後も、生活保護受給者の生活の安定と自立促進に向けて、制度の適正な実施を行うとともに、相談・指導・支援を充実させていくことが必要です。 	国民健康保険制度の円滑な運営 後期高齢者医療制度の運営支援 国民年金制度の推進 生活保護制度の適正な運営	現状と課題における国民健康保険の説明で「 収納率 」という言葉が重複していることから一部を削除。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（素案）

第3章 教育・文化

大柱		目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
1	学校教育	子どもが豊かな心と健やかな体を持つとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身につけ、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。	1 朝霞の次代を担う人材の育成	●本市では、一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実などに取り組んでいます。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。	豊かな心を育む教育の推進 いじめ・不登校対策の推進 人権を尊重した教育の推進 生徒指導・教育相談の充実 体力の向上と学校体育活動の推進 健康の保持・増進 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進	・主な取組の「小学校と幼稚園・保育園の連携の推進」ではこども園が含まれない。現在、市内にはこども園の設置はないが、将来、こども園が設置された際の位置づけとして「小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進」に改める。 (キーパーソン・ミーティングでの指摘あり)
			2 確かな学力と自立する力の育成	●未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。先行きが不透明な時代に子どもたちが将来、社会の形成者としての役割を果たすためには、確かな学力を身につけるとともに基盤となる自己肯定感や規範意識をしっかりと持たせることなどが必要です。そのためには、子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう教育することが求められています。	確かな学力の育成 進路指導・キャリア教育の推進 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進 技術革新に対応する教育の推進 環境教育の推進 主体的に社会の形成に参画する力の育成 ボランティア・福祉教育の推進 特別支援教育の推進 共生社会を目指した支援・指導の充実	・主な取組「学校ICTを活用した情報教育の推進」となっているが、従来から行っている情報教育の推進に加え、「プログラミング教育」による考える力を育成することを含めて「技術革新に対応する教育の推進」とする。(キーパーソン・ミーティングでの指摘あり) ・主な取組「環境教育の推進」となっていたが、18歳以上の選挙権の付与による主権者教育や18歳が成人となることによる消費者トラブルに巻き込まれないための消費者教育など、将来、子どもたちが社会的に自立した存在になるために必要な能力を育成することを加え、「主体的に社会の形成に参画する力の育成」とする。 ・主な取組として「ボランティア・福祉教育の推進」と「特別支援教育の推進」となっていたが、2つの取組は関連があるため、1つにし「共生社会を目指した支援・指導の充実」とする。
			3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	●次代を担う子どもたちを育むためには、教職員が学び続ける存在として、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市では、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに心や身体健康の健康増進、働き方改革に基づく取組を進めるなどの支援を行っています。また、快適な教育環境を目指し、自校給食室の設置、老朽化した学校の改修、エアコンの整備やICT環境の充実、柔軟な通学区の運用などに取り組んでいます。2040年頃まで人口増が続くと推計されている中、老朽化する学校施設の長寿命化を図り、児童生徒数の変動を見据えた、安全・安心で持続的な教育環境を確保することが求められています。	教職員の資質・能力の向上 子どもたちの安全・安心の確保 快適な教育環境の整備充実	
			4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	●核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験を経ることが必要です。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身につけることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。	学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上	令和元年度に導入を開始したコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)により、地域とともにある学校への転換が進められており、各学校区を基に学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める必要があることから中柱を変更した。

第3章 教育・文化

大柱		目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など	
2	生涯学習	市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動をおして「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を活かすことのできるまちを目指します。	1	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学び、学びあいを支える環境は整いつつありますが、今後、学びの成果の活用を支える仕組みづくりを整えていく必要があります。 ●地域コミュニティの希薄化や外国人住民の増加、価値観の多様化などが進展しています。これらの諸課題に対応するための学習も重要となってきています。 	生涯学習推進体制の充実 学習情報の提供と学習機会の充実 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	
			2	学びを支える環境の充実 学習しやすい環境整備の充実（公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習活動拠点としての教育施設公民館・図書館・博物館については、適切な老朽化対応や社会状況に応じた環境整備を行う必要があります。利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境のなかで学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。 ●人生100年時代を見据えた生涯学習を推進していくことが求められています。このため、生涯学習施設には「学び」を継続的に支援する専門的な職員などの配置が必要です。 	学習活動の支援・充実 利用しやすい施設の提供	全体記載にあらためる。
			3	学習しやすい環境整備の充実（図書館）		サービスの充実 施設管理の充実	中柱2へ統合
			4	学習しやすい環境整備の充実（博物館）		サービスの充実 施設管理の充実	中柱2へ統合

第3章 教育・文化

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など	
3	スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。	1	スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>●スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものです。多くの市民にスポーツに親しんでいただくよう各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。また、公共施設以外でもスポーツ活動ができる場所を活用することなど、地域にある資源の活用が更に求められています。</p> <p>●指導者の高齢化、人材不足が進む中、社会状況やスポーツ環境の変化に対応できる人材が求められており、今後、新たな指導者の育成が必要です。</p>	<p>推進体制の充実 活動情報の提供の充実 スポーツ事業の充実 団体、指導者の育成・支援と交流の促進</p>	文言の整理
			2	利用しやすい施設の提供	<p>●各施設とも老朽化が進んでいることから、安全・安心の観点からも、計画的な施設整備が求められています。</p>	<p>利用しやすい施設の整備 利用しやすい施設の運営</p>	文言の整理
4	地域文化	市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。	1	歴史や伝統の保護・活用	<p>●地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を学術的に明らかにすることが必要です。また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。</p>	<p>文化財の保護・活用・伝承支援 郷土芸能の保護・支援 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開 博物館資料活用 小中学校等と連携した学習活動</p>	<p>取り組み内容の見直し 朝霞独自の学校支援、教育として 博学連携の推進や朝霞の文化、歴史を取り入れると分野別懇談会で意見あり。</p>
			2	芸術文化の振興	<p>●市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。市民が多様な芸術文化にふれあうことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることが必要です。</p>	<p>芸術文化の活動の充実支援 発表と鑑賞の機会の充実支援</p>	
			3	地域文化によるまちづくり	<p>●市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人口の流出が多い都心のベッドタウンである本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題です。</p>	<p>地域文化の発信 地域イベントの支援 地域間・都市間交流の推進</p>	<p>「彩夏祭」は本市の最大イベントとして定着しており、今後は、彩夏祭を「ふるさと朝霞」の文化として普及、啓発していくことが重要である。</p>

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（素案）

第4章 環境・コミュニティ

大柱		目指す姿	中柱		現状と課題	主な取組	修正理由など
1	環境	本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り生まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。	1	住みよい環境づくりの推進	●本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。また、安全安心の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉えるとともに、騒音、振動、悪臭などの公害対策も引き続き取り組んでいく必要があります。また、ペットの適正飼育や動植物の保護管理、有害鳥獣・害虫などからの被害対応など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要となります。	自然環境の保全と再生 生活環境の保全 動植物の適切な保護と管理	現状と課題の文言の整理、動植物の保護管理を追加
			2	低炭素・循環型社会の推進 循環型社会の推進	●環境に負荷を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に負荷を与えない活動を推進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが必要となります。	環境に配慮した取組の推進 温室効果ガスの抑制の推進	中柱を環境基本計画を参考に、循環型社会と低炭素社会を統合 現状と課題と主な取組に温室効果ガスの抑制の文言を追加
			3	低炭素社会の推進	●環境に負荷を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に負荷を与えない活動を推進し、かつ、広域的に取り組む、低炭素社会の構築を目指すことが必要です。	温室効果ガスの抑制の推進	中柱2へ統合
			3 4	環境教育・環境学習の推進	●市全体の環境保全に向けて、市民一人ひとりの身近な環境への配慮が重要であり、環境保全への理解を進めることが必要となります。	環境意識の向上 環境美化の推進	現状と課題を市民の理解を進める 必要性に修正 主な取組を適切な文言に修正
2	ごみ処理	市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化の理解が進み、さらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。	1	ごみの減量・リサイクルの推進	●本市においては、ごみの分別の徹底と再資源化を継続的に取り組んでおり、ごみの排出量は減少傾向となっていますが、将来的に人口増の影響でごみの排出量は増えることが懸念されることから、市民、事業者、行政の三者が連携して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識を高め、さらにごみの減量化及び再資源化に取り組む必要があります。	排出抑制の推進 資源化の推進	現状に合わせた文言の整理
			2	ごみ処理体制の充実	●本市のごみ処理施設の一部は老朽化が進んでおり、ごみ処理広域化が実現するまでの間、施設の安定稼働のための維持管理を継続する必要があります。また、し尿処理人口は、都市化とともに減少していますが、今後においても、一定のし尿処理が見込まれることから、朝霞地区一部事務組合によるし尿処理体制を維持していく必要があります。	収集・運搬の充実 計画的な施設整備の推進	広域化の開始までの現有施設の維持管理に修正

第4章 環境・コミュニティ

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など	
3	コミュニティ	市民が地域コミュニティ活動や文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。	1	コミュニティ活動の推進	<p>●地域コミュニティの要である自治会・町内会は、地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題などの様々な要因により加入率が低下しています。東日本大震災を契機に、自治会・町内会の果たす役割が防災・防犯など様々な面で再認識されたことから、自治会・町内会に加入し、住民相互の理解を深めておくことが大切になっています。また、マンションなど共同住宅の居住世帯が増えていることから、居住形態にかかわらず地域でコミュニケーションを図りやすくする工夫のほか、住民ニーズを把握することが必要です。</p> <p>●地縁組織である自治会・町内会や目的型コミュニティであるNPOなどの市民活動団体が引き続き主体的に活動し、相互の連携が図れるように支援していくことが課題です。</p>	コミュニティづくりの促進 コミュニティ活動の活性化	地縁組織である自治会・町内会は地域コミュニティの要であり、それを中心として環境や福祉など様々な組織（コミュニティ）が連携し、地域課題の解決に向けて活動していく必要がある。
			2	活動施設の充実	<p>●地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館を、今後も利用しやすい施設として活用し、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。</p>	利用しやすい施設の整備・運営	修正なし
4	市民活動	NPOなどの市民活動団体の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化するまちを目指します。	1	市民活動への支援	<p>●地域の課題解決に向けて、様々な分野の市民活動が広がっています。より多くの市民が市民活動に参加する機会を提供するなど、周知・啓発を行っていく必要があります。</p> <p>●市民活動団体が継続した活動を行っていくため、支援する側のスキル向上を図るなど団体支援を行っていく必要があります。</p>	市民活動の育成支援 市民活動の担い手育成 市民活動への参加促進	市民活動が活性化するためにも、活動の周知・啓発及び職員のスキル向上を図ることが、今後さらに必要となるため必要な文言の整理・修正を行う。
			2	市民活動環境の充実	<p>●市民活動の拠点施設として、市民や市民活動団体が利用しやすいように、市民活動支援ステーション・シニア活動センターの維持管理や設備の充実が必要です。</p>	市民活動拠点の充実	現状の利用状況などから、現状と課題欄の文言の修正を行う。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（素案）

第5章 都市基盤・産業振興

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
1	土地利用	まちの限られた土地資源が有効に活用され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、緑地・自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。	1 市街地の適正な利用	<p>●本市は、都心への交通利便性が高く、国道254号バイパスの整備などさらなる道路・交通の広域交通ネットワークの形成が進展しています。駅周辺など拠点となる地区においては買い物や交流の場などの機能の充実を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用の促進を図ることが必要です。</p> <p>●本市は人口増加が続いており、開発需要もいまだ旺盛であることから、市街化区域において適切な土地利用を図っていくために、都市計画等のまちづくりに関する制度を適正に運用するとともに、都市基盤の整備に関する各種計画を的確に定め、着実に実行していく必要があります。【中柱2：市街地周辺の適正な利用から移動】</p> <p>●急激な人口減少と少子高齢化に伴い、地域の拠点となる医療・福祉・教育施設を充実させるために施設の立地場所についての土地利用の集約的な立地の検討が必要であるほか、基地跡地地区や公共施設跡地については、市全体若しくは、周辺地域の活性化に寄与する機能を持った土地利用が必要です。【部分修正】</p> <p>●旧暫定逆線引き地区の地区計画による地区施設の整備を進め、安全・安心なまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を進めることが必要です。また、土地区画整理事業は効果的な整備手法の一つであるため、住民の合意形成が得られれば支援を検討していきます。【中柱2：市街地周辺の適正な利用から移動】</p>	住宅系利用 商業・業系系利用 工業系利用	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化のため ・旧第四小学校及び積水跡地については、すでに土地利用進展済みのため
			2 市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）	<p>●また、市街化調整区域は、黒目川をはじめとする河川沿いの緑と水辺など優れた自然環境や優良な農地が残されており、これらをできる限り保全しながら、地域の状況に応じて、市街地と自然環境との調和を図りながら適切な土地利用が行われるようにしていく必要があります。【部分修正】</p> <p>●基地跡地地区については、基地跡地利用計画に基づいた基地跡地と周辺の公共施設との連携の創出など、まちの顔となる魅力ある活用が必要です。</p> <p>●市内の緑地は、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定や首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域の指定があり、今後も都市環境の保全、景観の維持や防災機能など、緑地の持つ役割をふまえた点検する斜面林、屋敷林などの保全が必要となります。【3段落目に移動】</p>	荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地 周辺自然環境などと調和する施設地区 計画的利用を促進すべき地区 集落地・農地など	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化のため ・目指す姿の「分配」を「活用」へと文言の修正 ・「旧第四小学校、根岸台三丁目の大規模工場跡地」誘致や整備の方向制が決定しているので削除

第5章 都市基盤・産業振興

大柱		目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など	
2	道路交通	道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。	1	やさしさに配慮した道づくり	<p>●市民意識調査において、道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であり、早急な取組が必要です。道路整備を進めるためには、多額の費用と時間を要することなどから、整備の優先順位を定め選択と集中の観点から、計画的に事業を進める必要があります。歩行者の安全安心対策では歩道幅が求められており、歩道整備が困難な箇所は路面標示などの交通安全対策を行うことが重要です。</p> <p>●また、歩いて暮らせるまちなかづくりのため、歩行者中心の歩行者空間の整備が必要です。なお、道路空間に余裕が生まれる路線等については、ベンチ等休息スペースを設けるなどゆとりある道路空間の形成について検討する必要があります。</p>	<p>全ての人にやさしい交通環境の整備 環境・景観に配慮した交通環境の整備 歩行者空間の整備</p>	
			2	まちの骨格となる道路づくり	<p>●市民意識調査において、道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であり、道路整備基本計画に基づき、順次、整備及び改修に取り組むことが必要です。都市計画道路は、交通を円滑に処理するだけでなく、市街地の骨格形成や防災空間、環境空間といった多様な機能を担います。このような重要な役割を發揮できるように全線開通を目指し整備を推進します。</p> <p>●また、橋梁については、現在、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁はありません。今後は、朝霞市橋梁長寿命化計画及び朝霞市歩道橋長寿命化計画により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく必要があります。</p>	<p>幹線道路網の整備</p>	
			3	良好な交通環境づくり	<p>●今後も歩行者の安全を第一に考えてゾーン30や生活道路の安全対策など、交通安全対策の取組が必要です。また、近年増加している自転車事故への対応としてマナーアップ啓発などを継続するとともに、歩行者や自転車利用者の安全・安心のための対策や啓発活動が必要です。</p> <p>●公共交通関連では、持続可能な地域公共交通の実現を目指し、公共交通空白地域の解消、効果的な市内循環バスの運行、鉄道駅の利便性向上などについて、地域公共交通協議会で検討し、施策を推進する必要があります。【下記に修正】</p> <p>●また、市内循環バス（コミュニティバス）については、引き続き関係者との協議を続けながら、利用状況、市民要望などを勘案し、ルート、便数、料金などを見直し利便性の向上に努める必要があります。【上記に修正】</p> <p>●自転車等駐車場については、駐車場を適切に管理しつつ、駅前広場周辺に放置される自転車への対応策を進めていく必要があります。また、公共交通を補完する手段としてシェアサイクルの利用を推進する必要があります。</p>	<p>安全・快適な道路の整備 公共交通網などの充実・整備 その他交通施設などの充実・整備 新たな公共交通システムの導入検討</p>	

第5章 都市基盤・産業振興

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
3	緑・景観・環境共生	<p>子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行うことができる、人の暮らしと自然環境の美しさが融和したまちを目指します。また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに、市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園のあるまちを目指します。朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。全ての人や生き物にやさしく、多くの市民が水辺に親しむことができる環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。</p>	<p>1 まちの骨格となる緑づくり</p> <p>2 うるおいのある生活環境づくり</p> <p>3 まちの魅力を生み出す景観づくり</p> <p>4 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり</p>	<p>●市内の民有緑地や農地は、相続等により減少傾向にあります。生物多様性の保全や良好な景観形成に寄与する緑を、市民、事業者との連携や協働で保全し、質の維持・向上を図っていく必要があります。担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画する市民、事業者の裾野を広げていくことが求められています。</p> <p>●みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全や景観、多世代交流の観点から、緑をさらに質の高いものとしていくことが求められており、減少が進む緑を残すと同時に、人の集まる場所の緑化を進めていくことや魅力ある公園づくりを市民、事業者等との協働で進める必要があります。</p> <p>●公園、緑地、道路など公共空間へのニーズの多様化に対し柔軟な対応が求められています。特に子どもの外遊び空間の充実について取り組む必要があります。</p> <p>●本来、多様な機能を有する都市公園のポテンシャルを生かし、それぞれの地域の特性に応じた柔軟な活用を進める必要があります。また、遊具など公園施設が老朽化しており、公園を安全で快適な環境に保つために計画的かつ適切な維持管理を市民や事業者など多様な主体と協働で行う必要があります。</p> <p>●特別緑地保全地区制度を活用して斜面林の公有地化を推進し、市民とともに管理を進めてきました。また、緑化推進条例に基づく保護地区、保護樹木制度等様々な制度を活用して生物多様性にも配慮した緑地の保全と民有地の緑化を推進しています。今後、緑のネットワークや拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進、緑地保全の取組を行っていく必要があります。</p> <p>●黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパーク等をつなぐ散策路のネットワーク化について取り組む必要があります。</p> <p>●地域の特性を活かした景観を保全・創出し次代へ伝えていくため、一定規模の行為について届出制度を活用し、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導していく必要があります。</p> <p>●また、朝霞市景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働による景観づくりを進めることが求められています。なお、市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であることから、その景観がシティ・セールス朝霞ブランド認定されています。今後、この優れた景観を積極的に内外に発信し、市のセールスポイントとして確立していくとともに、黒目川から眺望できる斜面林などの貴重な緑地保全や住宅地の緑化の推進、「にぎわい」景観の創出に向けた取組について検討する必要があります。</p> <p>●健全な水環境の維持や再構築のため道路の透水性舗装や公共施設・宅地等への浸透施設の設置、地下水の涵養を図るための施設の普及などの推進に取り組む必要があります。</p>	<p>武蔵野の原風景を継承する緑の保全 市民生活のうるおいとしての農地の保全 計画的な緑づくり</p> <p>水と緑のネットワークの充実 水と緑のうるおいのある市街地の形成</p> <p>まちのうるおいとなる景観形成 地域資源を生かした景観形成</p> <p>環境に配慮した施設などの整備 雨水流出抑制の推進</p>	

第5章 都市基盤・産業振興

大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
4	市街地整備	1 特性に応じた市街地づくり	<p>●住みたい、住み続けたいと感じるまちにしていくため、今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、良好な近隣関係や住環境の保持・向上を図る場合は、地区計画や建築協定などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりが必要です。</p> <p>●朝霞駅周辺の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の指定拡大が必要です。</p> <p>●マンションの老朽化や居住者の高齢化が急速に進行していることから、マンションの管理の適正化への取組が必要です。</p> <p>●市外で買物をする市民が多く、また駅周辺等で商店が減少していることから、地域の活力を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」のため、市民との協働、民間活力の活用を含め、有効な施策について多方面からの検討が必要です。</p> <p>●北朝霞地区地区計画の見直しなどによる更なる賑わいの創出に向けて検討が必要です。</p> <p>●大字台地内の東地区の一部については、交通の利便性などの立地を生かした民間活用等によるまちづくりに、重点的に取り組む必要があります。</p> <p>●本市は、人口の増加に伴い住宅総数が増加傾向となっており、また、既存の住宅については、旧耐震建築物等の築年数が経過した建築物も多く残っている状況です。このため、住宅の適正な管理等を推進し、安全で質の高い住宅ストックの充実を図ることが必要です。【新規追加】</p>	土地区画整理事業を実施している地区 土地区画整理事業の完了地区 基盤整備の検討地区 地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	<p>・上下水道整備を新たに大柱とする。</p> <p>・大字台地内の東地区については、都市計画マスタープランに、まちづくりに重点的に取り組むと位置付けられており、計画的な利用促進が求められる。</p> <p>・機構改革により、新たに「住宅政策係」を設置したことに伴い、今後の住宅に関する施策を推進するため。</p>
5	上下水道整備	1 2 上下水道の整備・充実	<p>●上下水道は、人口の増加や生活水準の向上に合わせ、浄水場や配水管などの拡張・整備を実施してきましたが、現在、それらの施設の老朽化に伴い、大量の水道管が更新時期を迎えており、計画的に更新事業を進めています。しかしながら、水道料金収入の基となる給水量は、今後、人口減少とともに減少していく可能性があることから、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから適正な施設規模を維持する必要があります。</p>	安全・安心な水の供給 水道事業の健全運営	<p>・更新事業を計画的に実施中であるため。</p> <p>・給水量は近年微増で推移しているが、将来は人口減少とともに減少が見込まれるため。</p> <p>・施設規模は、現在そして将来も適正なものとなるよう対応しているため。</p>
		2 3 公共下水道の整備	<p>●公共下水道については、新たに市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区の整備に取り組んできました。生活環境の改善と公共用水域の環境保全に向け、引き続き整備を進めるほか、整備済みの地域では公共下水道への未接続帯の解消を図る必要があります。近年、下水道の排水能力を上回る局所的な豪雨が多発し、浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。下水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的に更新事業を進めていくことが求められています。</p>	汚水排水施設の整備 雨水浸水対策の推進 下水道事業の健全運営	経営的視点を持って事業運営する必要があるため。
6 5	安全・安心	1 災害や犯罪に強いまちづくり	<p>●近年激甚な災害が各地で頻発している状況を踏まえ、重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修・整備を行い、関係機関と連携して、災害に強いまちづくりを着実に進める必要がある。</p> <p>●防犯の観点からも、道路・公園等の公共空間における夜間照明の確保・充実など夜間の安全性の向上が必要です。また、密集した市街地では不燃化の促進など防災性の向上が必要です。</p> <p>●震災に備えた上下水道の耐震化工事については引き続き、計画的に事業を進め、市街地における集中豪雨にも対処できる環境整備を計画的に実施していく必要があります。</p> <p>●都市化の進展による土地利用の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水の涵養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。</p> <p>●少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化及び社会的ニーズの変化などに伴い、空き家の戸数は、今後、増加することが考えられるため、市民の安全・安心な生活環境を確保することが必要です。【新規追加】</p>	災害（地震火災水害）に強いまちづくり 避難場所避難道路の確保 市街地における防犯機能の向上	空家対策については、社会の潮流の整理の3-2出産・子育て、3-3高齢者、3-7住環境の社会情勢の状況などを踏まえ、今後、対応が必要になると考えられるため。
		2 全ての人にやさしいまちづくり	<p>●道路、公園や多くの人々が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化を図り、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化が必要です。駅から離れた地域ほど高齢化率が高く、更なる高齢化が進行する推計があるため、バリアフリー化や移動支援の取り組みを充実して、お年寄りや障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」への取り組みが必要です。</p> <p>●高齢者や生活困窮者などが安心して暮らせる住環境整備等への対応は、福祉分野などの関連する機関と連携し、計画的に取り組んでいく必要があります。</p>	コンパクトで利便性の高い生活環境整備 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進 ライフステージに合わせた住環境形成 公営住宅の確保	社会の潮流の整理「日本社会の動向編」1-4安全（2）、2-2国の将来予測及び埼玉県の取組から考えられる計画策定に求められる観点（2）より、今後、対応が必要になると考えられるため。

第5章 都市基盤・産業振興

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
7	産業活性化	<p>商業・工業・農業いずれの市内の事業者においても様々な経営支援サービスを受けられることで経営が安定し、市内産業が活性化しているまちを目指します。</p> <p>本市の交通利便性等の産業の立地優位性を踏まえ、事業所の増加を図る取組を推進することで、活気の溢れるまちを目指します。</p>	<p>1 魅力ある商業機能の形成</p> <p>2 中小企業の経営基盤の強化</p> <p>3 企業誘致の推進</p> <p>4/3 都市農業の振興</p>	<p>●魅力ある商業機能の形成に向け、商業・工業・農業を含めた産業振興分野の基本構想の構築などの総合的な施策の検討が必要です。</p> <p>●「地域コミュニティの核」である商店街の賑わいを維持するため、店舗経営の安定化や店主の高齢化や後継者不足に対応した相談体制の構築などの取組の推進のほかに、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取組む必要があります。</p> <p>●少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う、市民の買い物環境の整備などについて検討が必要です。</p> <p>●市内事業者の大多数を占める小規模事業者・中小企業において、経営状況の悪化が懸念されます。また、事業者、従業員の高齢化も進んでおり、事業承継や人材不足の解消など総合的な事業継続の支援に取組む必要があります。</p> <p>●地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入促進に努めるとともに、中小企業の経営安定を支援するため、経営相談等の支援策を周知していく必要があります。</p> <p>●都心に近く、交通利便性が良い本市は、企業の立地条件としては優れているものの市域の宅地利用が進行する中で、産業利用に適した土地が不足し、新規企業の立地や事業拡大等による市内事業者の市内移転も困難となっていることから、産業利用に適した用地創出の検討が必要です。</p> <p>●農業従事者の高齢化、後継者不足、農地の減少に加え、農産物の価格の低下や肥料・資材の価格高騰など農業を取り巻く環境は依然として厳しいことから、農業経営の安定・生産性の向上・地産地消の拡大など農業振興のための総合的な取り組みを進める必要があります。</p> <p>●農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足等の影響から、農地・農家ともに減少傾向にあります。こうした状況のなか、優良農地の保全や耕作していない農地の再生等により、農地を保全していく必要があります。</p>	<p>総合的な商店街活性化の促進 商店街の機能向上 事業者間の交流・連携の促進 既存工業の活性化 市内事業者の魅力の発信 市民ニーズにマッチした商業機能の充実</p> <p>経営への支援 人材育成と組織強化の支援 情報収集と相談機能の充実</p> <p>産業利用に向けた土地利用の推進</p> <p>都市農業の振興 農地の保全</p>	<p>大柱7「産業活性化」の方がより基本的な施策であるため、大柱6「産業の育成と支援」と順番を入れ替え。</p> <p>本中柱を商業に特化したものとするため、「商工業機能」を「商業機能」に修正。</p> <p>現状と課題の「●魅力ある商業機能の形成に向けて～」については、産業振興基本計画を策定したので、削除。</p> <p>主な取組みにあった「事業者間の交流・連携の促進」と「既存工業の活性化」を他の施策と重複している部分があるため削除し、商業機能の魅力を発信する取り組みと買い物環境の充実を望む市民へ対応した取組を追加。</p> <p>現状と課題を市内の中小企業にスポットを当てて全面的に修正。</p> <p>また、前期基本計画の総括評価結果を踏まえ、商工会加入促進等について追記。</p> <p>産業振興基本計画に位置付けられている企業誘致について、本中柱を追加し、新たに位置付け。</p> <p>現状と課題について、現状に則して内容を修正。</p>

第5章 都市基盤・産業振興

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
8 6	産業の育成と支援	起業・創業を希望する方が様々な支援を受けられるまちを目指します。 また、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を活かした産業が育つまちを目指します。	1 産業育成のための連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者の同業種企業による連携の取組は進んでいないのが現状で、関係団体だけでなく民間事業者とも連携した連携推進の取組が必要です。 ●産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりの支援について検討する必要があります。 ●農業就業人口の減少が見込まれる中、農業人材を持続的に育成することが必要なことから、新たな農業経営者の育成や確保に取り組み、農業経営基盤強化の促進を図る必要があります。 	情報の収集と発信 産業ネットワークの強化 地域に密着した産業の振興 農業経営基盤強化のための連携	現状と課題に企業間連携の進んでいない現状を追加。 主な取組みの「市民と事業者の連携促進」を「産業ネットワークの強化」に修正。市民との連携も重要な取組みではあるが、企業間連携に重きを置いた取組が必要と考える。 主な取組みの「新たな農業経営強化の推進」を「農業経営基盤強化のための連携」に修正。現状に則した修正。
			2 起業・創業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する相談・セミナーのより一層利用しやすい環境づくりや起業後における継続的な支援について取組んでいく必要があります。 ●地域課題の解決に取り組む「コミュニティ・ビジネス」など、市民の経験や能力を活用した起業の支援について検討する必要があります。 	支援体制の充実 人材の育成 新たな産業の創出	主な取組みにあった「人材の育成」は、「支援体制の充実」と内容が重複しているため削除。
9 8	勤労者支援	勤労者である市民や市内事業所に勤める方が職場での悩み事等について身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。 市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。	1 勤労者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしやすい働きやすいまちの実現に向けて、市内企業の多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組みを支援していく必要があります。 ●雇用形態が多様化する中において、相談体制の整備などによる勤労者支援を充実していく取り組みが必要です。 	働きやすい環境の整備 労働相談の充実 労働関係法令の啓発	前期基本計画の総括評価結果を踏まえ現状と課題を修正。 来年度から、市内企業に向けた働きやすい環境整備に関する取組を実施していくことから、主な取組みに「働きやすい環境の整備」を追加。「労働関係法令の啓発」については、「働きやすい環境の整備」に内包される内容のため削除。
			2 雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●就職に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりが求められています。 ●地域における雇用の確保について、関係機関と連携し推進していく必要があります。 	雇用の促進 就職希望者に対する支援の充実	現状と課題に相談体制やセミナー実施の必要性について述べた文章を追加。
9 0	シティ・セールス朝霞ブランド	「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定された地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージが向上し、郷土意識が醸成されているまちを目指します。	1 シティ・セールス朝霞ブランドの育成	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の「朝霞ブランド」は、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度にかけて18品目の商品が認定され、これらの認定商品は「朝霞産の商品」として市民の間に定着し、カタログの配布や市内行事におけるPR活動のほか、事業者自身によるPRにより、本市のPRに一定の成果があったものと考えます。 ●平成26（2014）年4月、本市の誇れる歴史、文化、景観、行事、産品などの地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を計ることを目的として、5つの地域資源を「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定しました。 	シティ・セールス朝霞ブランドの育成 地域資源の発掘・創出	第6章「基本構想を推進するために」に移動。 今後は分野横断的に展開していく必要があると考えられるため。
			2 シティ・プロモーションの展開	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では、平成23（2011）年度に、第4次行政改革実施計画の取組項目に「シティ・セールス（広報戦略）の研究と朝霞ブランドの充実」が位置付けられ、庁内関係部署で研究を行った。結果、朝霞ブランド事業を広報戦略の「核」と位置付け、「朝霞の魅力」「朝霞らしさ」を広く市の内外に発信する「シティ・セールス」の一環として、朝霞ブランド事業を実施することとし、平成25（2013）年度に「シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会」を設置し、新たな朝霞ブランドの選定及び事業展開の検討を進め、同委員会から提言が市に提出されました。 ●今後、シティ・セールスの一環として同ブランドをどのように活用していくのか、引き続き検討していくほか、まだ知られていない地域資源の情報収集を行う必要があります。 	朝霞市とその魅力をPRするシティ・プロモーションの展開	第6章「基本構想を推進するために」に移動。 今後は分野横断的に展開していく必要があると考えられるため。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（素案）

第6章 基本構想を推進するために

大柱		目指す姿	中柱		現状と課題	主な取組	修正理由など
1	男女平等	男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。	1	男女平等の意識づくり	<p>●急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）が志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくりに向けた取組が求められています。また、「性の多様性」についての正しい理解を深めていくための取組が求められています。</p>	積極的な情報の提供及び教育学習体系の確立 自己実現へ向けた学習機会の提供及び情報提供 性と生殖に関する健康と権利の尊重 性の多様性への理解促進	社会情勢の変化に伴う
			2	男女平等が実感できる生活の実現	<p>●これまで、男女平等推進条例の制定及び男女平等推進行動計画の策定、また、配偶者暴力相談支援センター事業の開始や女性センターの開所など、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、全国的にドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な問題やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの課題も顕在化しています。このようなことから、引き続き、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。</p>	異性間やパートナーからの暴力根絶 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	
2	人権の尊重	市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るいまちを目指します。	1	人権教育・啓発活動	<p>●人権尊重意識の醸成に向けて、人権教育、啓発活動などに取り組んできました。しかし、現代社会においては社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、インターネット上での誹謗・中傷など、様々な人権問題が発生しています。女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けて、地域、家庭、学校など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図る必要があります。 ●社会経済の発展に伴い、人権問題は複雑化・多様化の傾向にあります。人権問題の正しい認識と理解を深めるための情報提供や啓発活動の推進を図る必要があります。</p>	学校教育における人権教育の推進 社会教育における人権教育の推進 人権啓発活動の推進	社会情勢の変化に伴う
			2	問題解決に向けた支援体制の充実	<p>●人権侵害の事案は、全国的に増加傾向にあります。人権侵害被害者などを支援するため、相談体制の充実や、市民などが相談しやすい環境づくりが必要です。また、国や県、関係機関や庁内関係各課との連携を強化する必要があります。</p>	人権施策の推進体制 人権問題について、国、県、関係機関との連携 相談や連携による問題解決の支援	キーパーソンミーティング意見より
3	多文化共生	地域で暮らす外国人市民を含めた市民がお互いの理解を深め、それぞれの文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちを目指します。	1	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	<p>●現在も多くの外国人市民が本市に在住しています。外国人市民が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないよう、地域社会と外国人市民をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるよう、関係団体や関係機関等と連携を図りつつ、サポートする必要があります。</p>	外国人市民が暮らしやすい環境づくり 市民団体の育成支援	出入国管理法の一部改正に伴い、今後、外国人市民の増加が見込まれることから、国の動向を注視するとともに、県や国際交流関係団体との連携を図りながらサポートしていく必要がある。
			2	多文化共生への理解の推進	<p>●多文化共生に市民が関心を持てるように、更なる意識啓発が求められます。多文化共生に対する理解の推進に向けては、国際交流活動に取り組んでいる関係団体や関係機関等との連携を進める必要があります。また、小学校においては教員が主体的に外国語活動の事業に取り組むための指導力の向上が必要です。</p>	交流・啓発活動の推進 学習機会の充実	出入国管理法の一部改正に伴い、今後、外国人市民が増えることが見込まれることから、日本人と外国人が同じ地域で暮らす市民としてお互いの文化を尊重しながら生活していけるよう、意識啓発に努めることが必要である。

第6章 基本構想を推進するために

	大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など	
4	市民参画・協働	情報公開の総合的な推進を図ることにより、公正で透明な行政を推進するとともに、多くの人が気軽にまちづくりに参加できるよう環境整備を進め、市政への参画が市民にとって身近であるまちを目指します。	1	参画と協働の仕組みの検討	●市民活動支援ステーションを拠点としてNPOの支援に努めてきました。また、審議会等の公募委員候補者名簿を作成しましたが、今後は、市民の皆さんに興味を持ってもらい登録数をどう増やすかが課題です。	条例制定の検討 参画と協働の仕組みの検討	条例制定や仕組みの検討については、「中柱（2）市民参画と協働の推進」の中で検討していくため。
			1/2	市民参画と協働の推進	●審議会の委員のほか、意見交換会、パブリック・コメントなどの実施を通し、市の様々な施策の計画段階から実施、評価に至るまで、市民参画の機会を設けています。引き続き、自治基本条例に係る市民の意見を踏まえながら、市民にとって市政が身近に感じられるよう、市政に参画しやすい仕組みづくりを検討していくことが課題です。また、地域課題を効果的に解決していくためには、地域のことをよく知る市民や関係団体等との協働が求められます。	市政への市民参画 市政への参画の機会の充実 参画と協働の仕組みの検討	①主な取組の集約 旧「市政への市民参画」 旧「参画の機会の充実」 ↓ 新「市政への参画の機会の充実」 ②主な取組の集約 旧「条例制定の検討」 旧「参画と協働の仕組みの検討」 ↓ 新「参画と協働の仕組みの検討」
			2/3	情報提供の充実と市民ニーズの把握	●広報については、これまで広報紙やホームページのほか様々な広報手段の拡充を図ってきました。引き続き、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、各市民層に対して、それぞれ最も効果的な広報手段や内容を検討する必要があります。また、広聴については、引き続き広聴の在り方について検討するとともに、インターネット技術を活用した双方向的な意見交換方法について検討していく必要があります。	まちづくりに関する情報の提供 市民ニーズの把握	
5	行財政	安定した財源を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって適切かつ持続的に提供されるまちを目指します。	1	総合計画の推進	●本市における将来の人口推移などの社会状況の変化を見極めながら、新たに顕在化してきた行政課題等を適切に調査・把握し、計画を着実に遂行していく必要があるほか、市の財政状況などを踏まえ、効率的かつ効果的な行財政運営を図っていく必要があります。また、SDGs等の国際社会の動向や日本の社会情勢に留意するとともに、国や県の方針や計画を踏まえ、柔軟に施策を推進していくことが求められています。	行政評価の推進 行政改革の推進 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	「中柱（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」を主な取り組みに位置付けて、集約させる。 ◎市民の意見 「市の財政が赤字とならず、市民が安心して生活できる行財政」
			2	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	●「まち・ひと・しごと創生法（地方創生法）」に基づいて策定した市の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を継続的に検証していく必要があります。	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	個別具体的な施策であったため、「中柱（1）総合計画の推進」の主な取り組みとして集約し、施策のバランスを調整する。これに伴い、「中柱（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」は削除する。
			2/3	公平・適正な負担による財政基盤の強化	●厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を行うためには財源の安定的な確保が不可欠です。歳入の根幹である市税の確保のため、相談業務の充実や納付環境の整備などに努めながら、的確な滞納整理を行い、収納率の向上を図っています。引き続き、事業の選択と集中の実施や中期的な財政計画の策定の必要があります。	計画的な財政運営 効果的な財政運営 税収などの確保	

第6章 基本構想を推進するために

大柱	目指す姿	中柱	現状と課題	主な取組	修正理由など
5		3/4 公共施設の効果的・効率的な管理運営	●ファシリティマネジメントの手法を用いて、市民が安全・安心に公共施設を利用できるように効率的・効果的な管理を行っていくとともに、財政状況を踏まえながら今後の公共施設の在り方を検討していくことが課題です。	総合的・計画的な公共施設の管理 効果的・効率的な公共施設の運営	様々な手法を用いながら公共施設を管理していくとともに、今後のあり方についても検討していく必要がある。
5		4/5 適正かつ効率的な行政事務の遂行	●AIやRPAといった技術の活用の広がりや、働き方改革の推進などを受けて、市民サービスの向上や職場全体の業務の効率化を図っていく必要があります。	総合的・計画的な行政運営 公正で透明な行政運営 ICT等の適正かつ効果的な活用	◎市民の意見 ・RPAやAIを活用した業務の効率化による歳出の削減。 ◎審議会の意見 ・より良いサービス提供のため、積極的に技術導入を図っていく。
5		5/6 機能的な組織づくりと人材育成	●社会情勢や地方分権に合わせ、市民のニーズに的確に対応していくため、組織機構の見直しを柔軟に行っていくとともに、職員の適正配置に努めていくことが必要です。また、人材育成基本方針に基づいた職員研修や職場づくりを進めるため、研修課題や研修ニーズの把握に努め、地域の課題解決を図ることができる人材を育成する必要があります。	柔軟で機能的な組織運営 職員の能力開発と人材育成	市民生活を支えるため、安定かつ継続的にサービスを提供していく。
5		6 シティ・プロモーションの展開	●市広報、ホームページ、その他のSNSなどを活用し、地域で輝いている人や場所などを本市の魅力として発信しています。今後は、現状に合わせたシティ・プロモーションの方針を策定し、当該方針に沿ったプロモーションを展開していく必要があります。	シティ・プロモーションを展開するための協力連携 市の魅力となる地域資源の発掘と活用 効果的なメディアの活用推進	市制施行50周年（平成29年3月）を契機に取組を開始したシティ・プロモーションについて、今後は分野横断的に展開していく必要があると考えられるため。